

広島市規則第 7 9 号

令和 8 年 9 月 2 8 日

広島市消防団員の服制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市消防団員の服制に関する規則の一部を改正する規則

広島市消防団員の服制に関する規則（昭和 3 0 年広島市規則第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

別表の消防団員服制（男性）の表活動服の項中「、後方の」を「、右腿部のポケットは、ファスナーで留め、後方の」に改め、同表保安帽の項中「

」を「

」に、「金色消防団き章」を「金

色消防団記章」に、「合成繊維」を「合成繊維織物」に改める。

別表の消防団員服制（女性）の表冬服の項中「合成繊維又は」を「合成繊維織物又はこれらの」に、「消防団き章」を「消防団記章」に、「銀色ボタン」を「金色ボタン」に、「銀色の」を「金色の」に改め、同表応急手当指導用ポロシャツの項を削り、同表制帽の項中「合成繊維又は混紡織物」を「合成繊維織物又はこれらの混紡織物」に、「三枚継ぎのチロリアン型」を「円形つば型」に、「第 5 図 1 (1)」を「第 5 図 1」に、

「

」を「

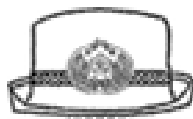
」に、「金色金属製消防団き章と

する」を「金色の金属製消防団記章をモール製金色桜で抱擁する」に、
「紺色の毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物」を「地質と同様」
に改める。

別表の第4図の3を削る。

別表の第5図の1及び2を次のように改める。

1 製式



2 記章



附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に消防団員に貸与されている活動服並びに女性の消防団員に貸与されている冬服及び制帽に係る服制については、この規則による改正後の広島市消防団員の服制に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。